日本学生支援機構奨学金返還期限猶予について

日本学生支援機構奨学金には、約束通りの返還が困難になった場合、返還期限猶予(猶予期間中は無利息)制度を利用することができます。届出は1年ごとで、最大で通算5年間行うことができます。なお、この手続は修了後に行うものです(在学中にはできません)。

法務研究科の場合、新司法試験受験準備のため、修了後、無職(無収入)になる方が多い と思います。この制度を利用するには、以下の書類を日本学生支援機構に提出することが必要です。

※不備があった場合には、返送されてきます。不備によって猶予開始が遅れる場合があります。

修了1年目 (新司法試験受験準備かつ無職 (無収入) の場合

※届出の事由: 6. その他(新卒)

奨学金返還期限猶予願(機構 HP からダウンロード可能) +以下の3点の書類のいずれか

- ①保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー 又は
- ②アルバイトをしている場合、給与明細3か月分のコピー 又は
- ③指導教員署名捺印の求職活動中又は無職であることの証明

(様式は法務研究科事務所にて配付いたします:印鑑(シャチハタ不可)必要)

※即日お渡しできない場合があります。

修了2年目以降(給与所得者年間300万以下、給与所得以外年間200万以下が目安)

※届出の事由: 5. 経済困難

奨学金返還期限猶予願(機構 HP からダウンロード可能)+<u>当該年度の※所得証明書また</u>は非課税証明書の原本

※ 所得証明書・非課税証明書は、市区町村役場で発行(税務署ではありません)。当該年度の証明書は、<u>6月頃発行の予定</u>(役所・役場によってことなりますのでご注意ください)ですので、当該年度の証明書が発行されてから、日本学生支援機構に提出してください。

返済は貸与終了翌月から数えて7か月後の27日から開始されます(10月27日)。この手続には約2~3か月要します。最初の返還から猶予を受けるには8月ごろまでに、大学ではなく直接日本学生支援機構へ提出する必要があります(申請は随時受付しております)。

※その場合の猶予期間は、返済開始月である10月から翌年9月までの1年間)

※詳細等については、各自機構 HP や返還のてびき等を確認し、手続を行ってください。

問い合わせ先: 日本学生支援機構: Tm 0570-03-7240(ナビダイヤル・全国共通)

早稲田大学 学生部奨学課: 15103-3203-9701

(次ページ以降、奨学課 HP 掲載の「奨学金返還期限猶予願」等)